

4月号 CONTENTS

1. 第285回通常議員総会が開催されました
2. 遠軽商工会議所福祉制度キャンペーンのご案内
3. 「えんがる生活応援券」配布（交換）期間延長のお知らせ
4. 4月行事予定のお知らせ
5. 令和8年度の雇用保険料率の改定について
6. 自衛隊退職予定自衛官の求職情報について

1. 第285回通常議員総会が開催されました

令和8年3月30日（月）遠軽町メトロプラザにおいて、第285回通常議員総会が開催され、令和8年度事業計画案・予算案について、すべての議案が原案どおり承認されました。

商工会議所として、地域の雇用を守り地域創生の実現に向けて、遠軽町の産業振興・まちづくり・観光事業の推進ならびに、創業や事業承継など幅広く経営相談事業の強化に取り組んでまいります。

メトロプラザ指定管理業務では、令和7年度も前年度に続き、貸館の年間利用者が10万人を超えました。引き続き、指定管理者として、しっかり運営してまいりますので、よろしくお願いいたします。

2. 遠軽商工会議所福祉制度キャンペーンのご案内

遠軽商工会議所では「福祉制度キャンペーン」を4/1～6/30に実施いたします。本推進月間は、『会員事業所への寄り添い』を目的に当所役職員とアクサ生命推進員によるフォロー活動を通して、会員事業所の福祉向上にお役立ていただくことを主な目的としています。

会員事業所へお役に立てる情報提供をさせていただきますので、当所役職員・アクサ生命推進員がご連絡させていただいた際には、是非ご協力いただきますようお願いいたします。

～詳しくは、同封の文書をご覧ください～

3. 「えんがる生活応援券」配布（交換）期間延長のお知らせ

～全町民に「おこめギフト券」または「商品券」を配布中！！～

国の重点支援地方交付金活用事業に基づき、遠軽町が実施する「えんがる生活応援券」の配布（交換）期間が令和8年4月30日まで延長されました。

利用期間は、令和8年9月30日までと変更はございません。会員事業所の皆様におかれましては、交換していない従業員の皆様へお声掛けをいただきますよう、お願い申し上げます。

4. 4月行事予定のお知らせ

- | | |
|----------|--------------------------|
| 4月 7日（火） | 東北北海道商工会議所専務理事・局長会議（釧路市） |
| 15日（水） | オホーツク管内商工会議所会頭会議（北見市） |
| 20日（月） | 第1回 夏まつり実行委員会 |
| 24日（金） | 青年部通常総会 |

5. 令和8年度の雇用保険料率の改定について

令和8年（2026）4月1日から令和9年（2027）3月31日までの雇用保険料率が変更となります。

～詳しくは、同封のチラシをご覧ください～

6. 自衛隊退職予定自衛官の求職情報について（令和8年9月～令和8年12月）

～定年退職自衛官の再就職企業を探しております～

（1）令和8年9月退職予定者

希望地 遠軽町、湧別町

希望職種 運転手

資格・免許 第1種大型自動車免許、第1種けん引免許、第1種大型特殊免許、
車両系建設機械技能者（整地等）取得予定

（2）令和8年10月退職予定者

希望地 遠軽町

希望職種 防災監、林業従事者

資格・免許 第1種大型自動車免許、第1種けん引免許、第1種大型特殊免許、
車両系建設機械技能者（整地等）、防災マネージャー

（3）令和8年10月退職予定者

希望地 遠軽町

希望職種 運転手、清掃作業員

資格・免許 第1種大型自動車免許、第1種けん引免許、第1種大型特殊免許、
フォークリフト運転技能者、車両系建設機械技能者（整地等）

（4）令和8年11月退職予定者

希望地 遠軽町

希望職種 施設管理、林業従事者

資格・免許 第1種大型自動車免許、第1種けん引免許、第1種大型特殊免許、
職長・安全衛生責任者

（5）令和8年12月退職予定者

希望地 遠軽町

希望職種 水道施設管理、運転手

資格・免許 第1種大型自動車免許、第1種けん引免許、第1種大型特殊免許、
職長・安全衛生責任者、小型移動式クレーン運転士、玉掛技能者、
ガス溶接技能者、乙類第4種危険物取扱者、
フォークリフト運転技能者、車両系建設機械技能者（整地等）

各種求人などの情報がございましたら、下記まで情報提供をお願いいたします。
自衛隊旭川地方協力本部 道北地域援護センター遠軽分室（遠軽駐屯地内）
TEL 42-5275（内線281）

令和8(2026)年度 雇用保険料率のご案内

令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6/1,000に変更になります。)
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

<令和8年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者 ① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

